

1、運営の基本理念および具体的な方針

西ヶ原東児童館は、下記の基本理念を掲げ、児童の心身の健全な発達のために、次の基本理念と具体的な方針の下に運営をしています。

<基本理念>

西ヶ原東児童館は、従来の「保護の対象」としての子ども観から「権利行使の主体」としての子ども観へと大きく転換している状況をふまえ、下記の基本理念を掲げ、子どもの権利を擁護し、健やかな成長を願って事業の運営を行っていきます。

- ・ のびのび楽しく過ごす心を持ち、ありのままの自分に力があることを自覚させ、自主的に活動を進められるようにします。
- ・ じっくりと考える力が育つことを励まし、仲間と共に協力し、自治を作っていく力を育てます。
- ・ 一人一人の違いを認め合いながら、人間として暖かな心を育むよう支えます。
- ・ 生き生きと健康な身体を作ることを励まし、児童の体力増進のための活動を進めます。
- ・ 地域の子育て中の保護者と子どもが、主体的に、生き生きと過ごせる場を作ります。
- ・ 学童クラブの子どもたちが生活の場として安心して過ごし、個々の力を伸ばせるよう励まします。
- ・ 中高生が自主的にスポーツ、文化、芸術活動の向上を図れるよう、支援します。
- ・ 地域との連携を深め、協力、交流を行うための組織を作り、活動を進めていきます。
- ・ 児童に関わる情報収集につとめ、発信、提供の場になれるようにします。

<具体的な方針>

児童が心身ともに健やかに成長し、豊かな情操をはぐくむため、児童館としての役割を果たしつつ、地域と共に育つことを実現するため、開かれた施設作りを進めます。乳幼児から18歳未満の児童の心のよりどころとなり、かつ居場所として、児童の体力増進、文化・芸術活動の拠点になるよう、企画運営を行っていきます。

- 1) 地域とともに育ち、信頼される施設を目指し、開かれた施設づくりを推進します。
 - ① 児童が安心して過ごせる施設運営を行います。
 - ② 児童館を利用して、児童の体力増進・文化・芸術の拠点となるように努めます。
 - ③ 地域のニーズに応えられるような施設運営を行います。
 - ④ 児童館近隣地域の児童のあそびや体力増進・文化・芸術の拠点となるような企画と運営を目指します。
 - ⑤ 児童を優先しながらも、地域住民の誰もが気軽に利用できる施設として運営を行います。

- 2) いろいろなニーズを持った児童が参加しやすいように、常に利用者の状況を把握し、自主的に活動し、共に行動しながら、交流する喜びを感じられるような活動内容を提供します。
 - ① 職員の専門性を高め、地域の協力を得ながら、質の高い活動を提供します。
 - ② 児童が自主的に参加できる場所として、児童の要求を敏感に捉えながら、自主的な活動を進められるよう、配慮していきます。
 - ③ 中高生に対しては本物の文化、芸術、スポーツ等のすばらしさを伝えられるよう、協力者を組織化するなど働きかけていきます。

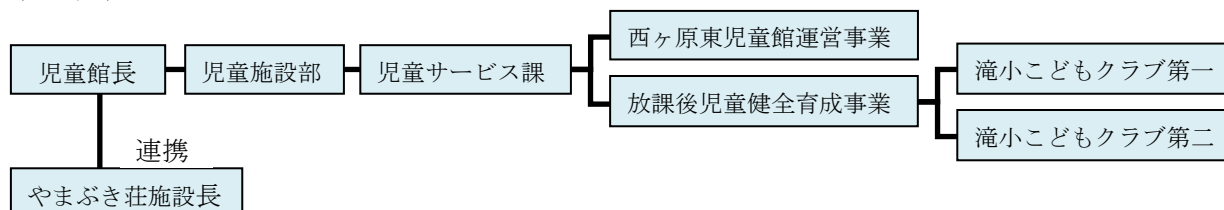
- 3) 高齢者施設との交流を大切にします。
 - ① 近隣の高齢者施設を利用される方々と、世代間交流ができるような企画を準備し、また日常的に自然な交流ができるよう工夫していきます。
 - ② 高齢者施設でのボランティア活動も行っていけるようにし、高齢者のことや関わりから得られる通い合いの気持ちなどを学びます。

- 4) 家族・地域・学校との関係を良好なものにします。
 - ① 児童が健やかに育つために、児童の生活を支える家族、地域、学校の3つがネットワークを作り、協力連携していくよう心がけます。
 - ② 週末を中心に家族が来館できる様な行事を企画し、児童館が学校では体験できない活動の場、交流の場、自主的活動の場、児童の体力増進、文化・芸術要求を高める場であることをホームページ、お知らせ、ポスターなどで広く知らせ、お

互いに相互協力関係が向上していくようにします。

- ③ 児童館運営に必要な地域の人たちの参加を促し、交流を図るようにします。さらに学校の一般参加が可能な行事などにも積極的に参加し、交流を深めます。
- ④ 地域の自然とふれあえる施設との交流を通じて環境問題を学んでいきます。

2、運営管理計画



3、開館日時

東京都北区立西ヶ原東児童館の管理に関する仕様書に基づき、開館日時等について、次のとおり行う。

開館時間（児童館） 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分
延長（中高生対応）午後 5 時 30 分から午後 7 時（週 2 日）
（滝小こどもクラブ第一・第二） 学校開校日 放課後から午後 7 時
学校休校日 午前 8 時 15 分から午後 7 時
（ただし、土曜日のみ午前 8 時 15 分から午後 6 時）

開館曜日 月曜日から土曜日
（ただし、年末年始の 12 月 29 日～31 日、並びに 1 月 1 日～3 日は休館とする。）

休館日 日曜、国民の祝日に関する法律に定める休日